

試験研究炉等における原子力災害に備えた
東海村屋内退避及び避難誘導に関する基本方針

東海村

令和3年5月

目 次

第1章 屋内退避及び避難誘導に関する基本方針の策定

- 1-1 策定の趣旨
- 1-2 位置付け
- 1-3 基本的な考え方
- 1-4 原子力災害対策重点区域の範囲

第2章 屋内退避及び避難誘導に関する基本方針の基本的事項

- 2-1 対象地区
- 2-2 避難先
- 2-3 主な避難道路
- 2-4 防護措置
- 2-5 緊急時モニタリング

第3章 住民広報

- 3-1 原子力災害発生時における広報手段

第4章 村民の屋内退避及び避難・一時移転

- 4-1 村民の屋内退避等
- 4-2 要配慮者の屋内退避等
- 4-3 児童等の保護者への引き渡し
- 4-4 一時滞在者（観光客）の避難

第5章 安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査の実施

- 5-1 安定ヨウ素剤の配布・服用
- 5-2 避難退域時検査の実施

第6章 避難所の開設と運営

- 6-1 避難所の開設・運営

第7章 感染症流行下における防護措置の実施

- 7-1 原子力災害時における感染症対策

第1章 屋内退避及び避難誘導に関する基本方針の策定

1-1 策定の趣旨

東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、平成24年10月に原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針において、発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域が設定（PAZ^{※1}約5km、UPZ^{※2}約30km）されたが、その後、平成29年3月の改正により、発電用原子炉施設以外の原子力施設についても原子力災害対策重点区域が設定（UPZ約5km、UPZ約1km、UPZ約500m）された。

本村には、発電用原子炉施設のほかに、試験研究炉施設、使用済燃料再処理施設、核燃料加工施設等、多種多様な原子力施設が集積していることから、発電用原子炉施設以外の原子力施設において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、村民等に対する放射線の影響を最小限に抑えるための防護措置を確実に実施できるよう必要な事項を定める。

※1 PAZ…Precautionary Action Zone（予防的防護措置を準備する区域）。放射線被ばくによる確定的影響を回避又は最小化するため、直ちに避難を実施するなど、放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。

※2 UPZ…Urgent Protective Action Planning Zone（緊急防護措置を準備する区域）。放射線被ばくによる確率的影響のリスクを低減するために、段階的に屋内退避、避難又は一時移転を実施するなど、放射性物質の放出前及び放出後における緊急防護措置を準備する区域。

1-2 位置づけ

本方針は、国が定める「原子力災害対策指針」及び「防災基本計画」、茨城県が定める「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」、「試験研究炉等に係る原子力災害に備えた茨城県「屋内退避及び避難誘導計画」ガイドライン」と整合を図り策定するものであり、本方針に定めのない事項については、「東海村地域防災計画（原子力災害対策計画編）」、「東海村広域避難計画（案）」に拠るものとする。

1-3 基本的な考え方

- (1) 原子力施設ごとに設定された原子力災害対策重点区域（UPZ約5km、UPZ約1km、UPZ約500m）内の村民が、EAL^{※3}に基づく屋内退避及びOIL^{※4}に基づく避難又は一時移転を実施。
- (2) 避難先及び避難経路をあらかじめ明示。
- (3) 村民の避難先は、避難時に発災事業所に近づくことがないよう、原子力施設から放射状に設定。
- (4) コミュニティを維持するために、同一地区の村民の避難先は同一地区を確保。
- (5) 自家用車による村民の避難を基本。
- (6) 自家用車、バス、福祉車両、自衛隊車両等による避難行動要支援者等の安全かつ迅速な避難。

- (7) 安否不明者がいる場合には、可能な限り継続して安否調査を実施。
- (8) 避難拒否者（残留希望者、避難不可者等）がいる場合には、可能な限り動向を把握。
- (9) 村民への情報伝達、迅速な防護措置の実施、段階的避難、避難行動要支援者への配慮を重視。

※3 EAL…Emergency Action Level（緊急時活動レベル）。各緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準。（15 頁参照）

※4 OIL…Operational Intervention Level（運用上の介入レベル）。空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等、防護措置の実施を判断する基準。（16 頁参照）

1-4 原子力災害対策重点区域の範囲

村には、原子力災害対策特別措置法対象の原子力事業所が 8 事業所所在し、うち 5 事業所が原子力災害対策重点区域を設定しており、原子力災害対策重点区域を設定する原子力事業所のうち、日本原子力発電(株)東海第二発電所は PAZ を設定していることから、別途広域避難計画を策定するため、以下の 4 事業所 5 施設を本方針の対象とする。

本基本方針対象の事業所	許可等区分※	原子力災害対策重点区域	
		重点区域を設定する原子力施設	重点区域の範囲（半径）
・ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	原子炉使用 廃棄物埋設	試験研究用等原子炉施設 (JRR-3)	UPZ ：約 5 km
		試験研究用等原子炉施設 (JRR-4)	UPZ ：約 500m
・ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所	再処理使用	再処理施設 (東海再処理施設)	UPZ ：約 5 km
・ 原子燃料工業株式会社東海事業所	加工使用	加工施設	UPZ ：約 500m
・ 三菱原子燃料株式会社	加工	加工施設	UPZ ：約 1 km

※許可等区分は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）の許可等の区分を記載する。

第2章 屋内退避及び避難誘導に関する基本方針の基本的事項

2-1 対象地区

対象事業所		原子力災害対策重点区域の範囲	対象行政区	対象人口※
・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	JRR-3	UPZ ：約5km	全行政区	38,382人
	JRR-4	UPZ ：約500m	宿区・真崎区	4,460人
・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所	東海再処理施設	UPZ ：約5km	全行政区	38,382人
・原子燃料工業株式会社 東海事業所	加工施設	UPZ ：約500m	押延区，緑ヶ丘区，須和間区，川根区	3,091人
・三菱原子燃料株式会社	加工施設	UPZ ：約1km	船場区，舟石川一区，外宿一区	7,032人

※対象人口：住民基本台帳（令和3年4月1日現在）

2-2 避難先

村民の避難先は、避難先からの更なる避難を避けるために原子力災害対策重点区域外とし、各原子力施設に設定された原子力災害対策重点区域の範囲に応じてあらかじめ設定する。

なお、自然災害等により第一の避難先が使用できない場合や新型コロナウイルス感染症対策として避難所の収容人数が不足した場合に備えて、県があらかじめ第二の避難先候補地を確保することとし、災害時に避難先候補地の被災状況を踏まえ、県が避難先を決定し、避難先に受入れを要請する。

さらに、東海第二発電所との同時発災の場合は、村民等の二段階の避難を避けるため、東海第二発電所の事態が悪化する見込みであれば、東海第二発電所の防護措置を採ることとし、当初から30km圏外の避難所に避難するよう指示する。

(1) 原子力科学研究所（JRR-3）及び核燃料サイクル工学研究所（東海再処理施設）での発災時における避難先

原子力科学研究所（JRR-3）及び核燃料サイクル工学研究所（東海再処理施設）の原子力災害対策重点区域はUPZ約5kmであり、その範囲が概ね村内全域に該当し、全村民が原子力災害対策重点区域外へ避難を実施するために、日立市、常陸太田市、那珂市を避難先とし、以下のとおり行政区ごとに避難所を設定する。

地区	行政区	人口	一時集合場所	避難先市町村	避難先地区	避難所一覧	収容可能人数 (収容率)
石神地区	外宿一区	971	石神コミュニティセンター	常陸太田市	世矢地区	世矢小学校，世矢公民館	1,114 (約87%)
	外宿二区	462	石神小学校			世矢中学校	713 (約65%)

	内宿一区	2,379	石神コミュニティセンター		誉田地区	山吹運動公園市民体育館, 太田西山高校, 太田中学校	4,171 (約 57%)	
	内宿二区	875	石神コミュニティセンター			瑞竜中学校, 常陸太田特別支援学校, 誉田小学校, 誉田公民館	2,837 (約 31%)	
	竹瓦区	190	石神小学校			機初小学校, 機初公民館	931 (約 20%)	
舟石川・船場地区	舟石川一区	4,166	舟石川コミュニティセンター		太田地区	常陸太田市生涯学習センター, 太田第一高等学校, 太田小学校, 常陸太田市民交流センター, 太田公民館	4,700 (約 89%)	
	舟石川二区	2,991	舟石川コミュニティセンター			西小沢地区, 幸久地区, 郡戸地区, 久米地区, 山田地区, 染和田地区	金砂郷中学校, 久米小学校, 西小沢公民館, 幸久公民館, 工芸交流センター楓, 大里ふれあい広場ふれあいセンター, 旧常陸太田市山田小学校, 山田公民館, 水府小学校, 水府総合センター	3,099 (約 97%)
	船場区	1,895	舟石川コミュニティセンター			佐竹地区	常陸太田市総合福祉会館, 峰山中学校, 佐竹小学校, 佐竹公民館	2,358 (約 80%)
中丸地区	押延区	951	中丸コミュニティセンター	那珂市	菅谷地区	那珂第四中学校, 菅谷東小学校	1,023 (約 93%)	
	緑ヶ丘区	740	中丸コミュニティセンター			那珂市中央公民館, 菅谷西小学校	848 (約 87%)	
	フローレスタ須和間区	1,403	中丸コミュニティセンター			那珂第一中学校, 菅谷小学校, 総合保健福祉センター	1,494 (約 94%)	
	須和間区	1,001	中丸コミュニティセンター		額田地区, 木崎地区	那珂第二中学校, 木崎小学校, 額田小学校	1,185 (約 84%)	
	南台区	1,696	中丸コミュニティセンター		瓜連地区	総合センターらぼーる, 瓜連中学校, 瓜連小学校, 瓜連体育館	1,847 (約 92%)	
	舟石川中丸区	2,162	文化センター		芳野地区, 戸多地区, 神崎地区	那珂総合公園, 那珂第三中学校, 芳野小学校, ふれあいセンターよしの, 旧那珂市立戸多小学校, 横堀小学校, ふれあいセンターよこぼり	2,735 (約 92%)	
	原子力機構長堀区	365	文化センター					
村松地区	照沼区	470	照沼小学校	五台地区	水戸農業高等学校	990 (約 88%)		
	川根区	399	照沼小学校				五台小学校, (水戸農業高等学校)	
	宿区	747	村松コミュニティセンター 照沼小学校		那珂高等学校	875 (約 85%)		
	原子力機構箕輪区	131	照沼小学校		ふれあいセンターごだい	204 (約 64%)		

白方地区	白方区	4,205	白方コミュニティセンター	日立市	成沢地区, 助川地区, 中小路地区	日立工業専修学校, 日立工業高等学校, 日立シビックセンター, 成沢小学校, 成沢交流センター, 産業支援センター, 助川小学校, 助川中学校, 助川交流センター	4,360 (約96%)
	百塚区	2,066	東海中学校		会瀬地区	池の川さくらアリーナ, 会瀬小学校	2,280 (約91%)
	原子力機構百塚区	10	東海中学校		諏訪地区	諏訪小学校, 諏訪交流センター	340 (約78%)
	豊岡区	265	白方コミュニティセンター		大久保地区	大久保中学校, 大久保小学校	840 (約85%)
	豊白区	716	東海中学校		大久保地区	多賀市民会館, 大久保交流センター	720 (約70%)
	岡区	502	石神コミュニティセンター		油縄子地区	多賀中学校, 油縄子小学校	820 (約60%)
	亀下区	488	石神コミュニティセンター		油縄子地区	多賀高等学校, 女性センター, 油縄子交流センター	1,380 (約88%)
	村松北区	1,209	東海中学校		水木地区, 大沼地区, 河原子地区	水木交流センター, 泉丘中学校, 天沼交流センター, 永木小学校, 天沼小学校, 河原子交流センター, 河原子小学校, 河原子中学校	3,920 (約95%)
真崎地区	真崎区	3,713	真崎コミュニティセンター	金沢地区, 塙山地区	台原中学校, 塙山交流センター, 金沢交流センター, 金沢小学校, (塙山小学校)	1,260 (約96%)	
	舟石川三区	1,028	東海中学校	塙山地区	塙山小学校		
	原子力機構荒谷台区	186	東海中学校				

※各行政区に、要配慮者、避難行動要支援者及び自力では広域避難できない村民等がバス等により避難するための一時集合場所を設定する。

※村外避難に当たっては、各行政区の避難先に、職員、物質、情報等を集約する基幹避難所（下線部の避難所）を設定する。

【原子力科学研究所（JRR-3）及び核燃料サイクル工学研究所（東海再処理施設）での発災時における避難先地図】



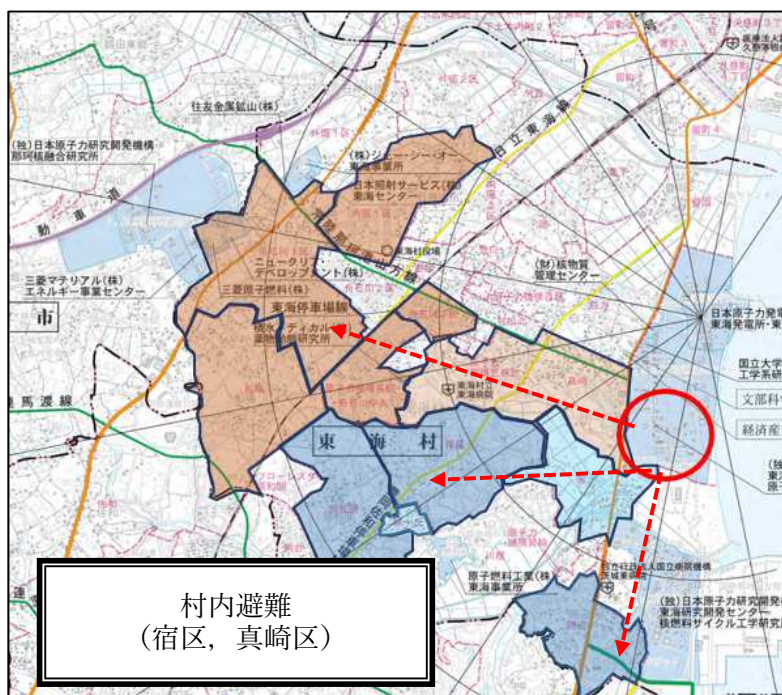
(2) 原子力科学研究所 (JRR-4) での発災時における避難先

原子力科学研究所 (JRR-4) の原子力災害対策重点区域の範囲は UPZ 約 500m であり、その範囲が宿区、真崎区に該当し、当該行政区の村民が原子力災害対策重点区域外に避難を実施するために、原子力災害対策重点区域外の村内公共施設を避難先とし、以下のとおり避難所を設定する。

地区	行政区	人口	一時集合場所	避難所一覧	収容可能人数 (収容率)
村松地区	宿区	747	村松コミュニティセンター	中丸コミュニティセンター, 照沼小学校, 中丸小学校	1,159 (約 64%)
真崎地区	真崎区	3,713	真崎コミュニティセンター	東海中学校, 舟石川コミュニティセンター, 舟石川小学校, 東海南中学校, 東海村総合体育館, 東海高等学校, 石神コミセン	3,857 (約 96%)

※各行政区に、要配慮者、避難行動要支援者及び自力では広域避難できない村民等がバス等により避難するための一時集合場所を設定する。なお、一時集合場所に集合することで発災施設に近接する場合や、直接避難所に避難する方が容易な場合は、避難所に直接避難することを考慮する。

【原子力科学研究所 (JRR-4) での発災時における避難先地図】



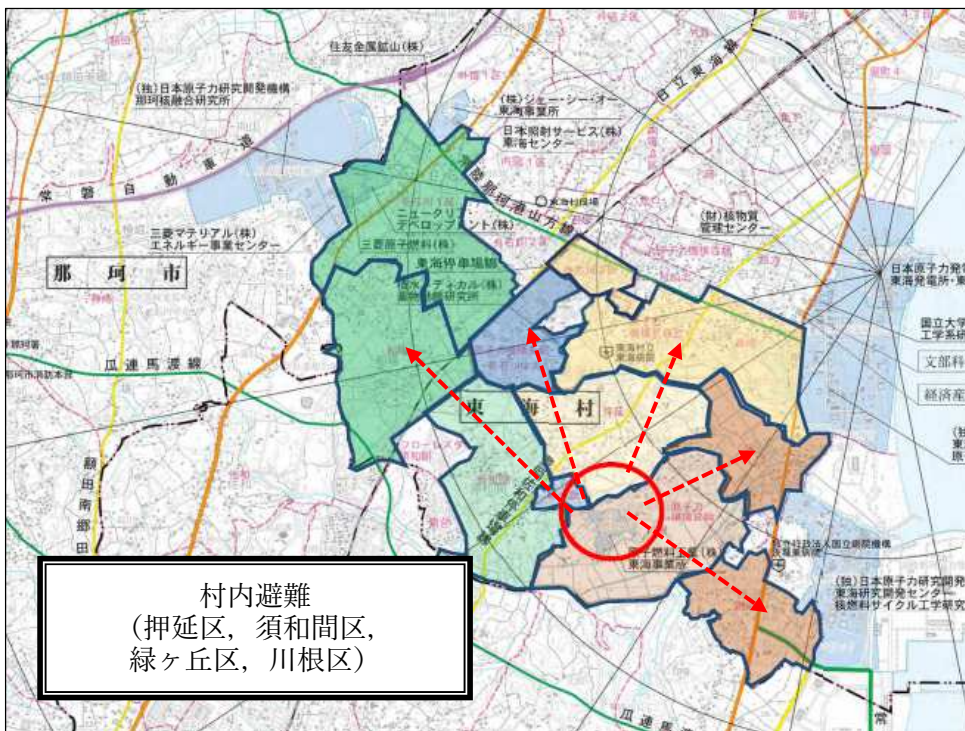
(3) 原子燃料工業（加工施設）での発災時における避難先

原子燃料工業（加工施設）の原子力災害対策重点区域の範囲はUPZ約500mであり、その範囲が村内の押延区、緑ヶ丘区、須和間区、川根区に該当し、当該行政区の村民が原子力災害対策重点区域外へ避難を実施するために、原子力災害対策重点区域外の村内公共施設を避難先とし、以下のとおり行政区ごとに避難所を設定する。

地区	行政区	人口	一時集合場所	避難所一覧	収容可能人数 (収容率)
中丸地区	押延区	951	押延集会所	真崎コミュニティセンター，村松小学校，東海中学校	1,082人 (約88%)
	須和間区	1,001	中丸コミュニティセンター	東海村総合体育館，舟石川コミュニティセンター，舟石川小学校，東海南中学校	2,328人 (約43%)
	緑ヶ丘区	740	緑ヶ丘集会所	東海高等学校，中丸小学校	1,174人 (約63%)
村松地区	川根区	399	川根集会所	村松コミュニティセンター，照沼小学校	719人 (約55%)

※各行政区に、要配慮者、避難行動要支援者及び自力では広域避難できない村民等がバス等により避難するための一時集合場所を設定する。なお、一時集合場所に集合することで発災施設に近接する場合や、直接避難所に避難する方が容易な場合は、避難所に直接避難することを考慮する。

【原子燃料工業（加工施設）での発災時における避難先地図】



(4) 三菱原子燃料（加工施設）での発災時における避難先

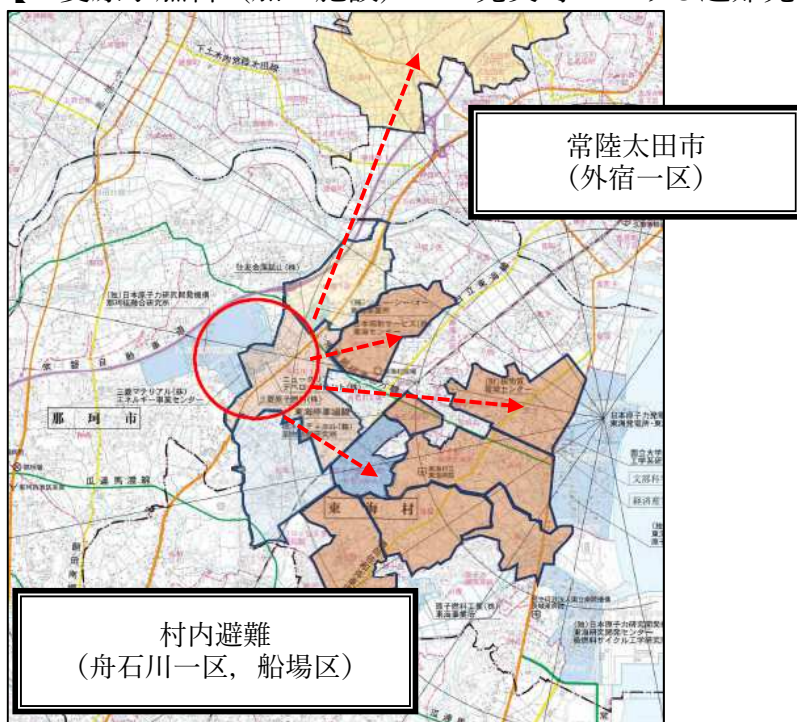
三菱原子燃料（加工施設）の原子力災害対策重点区域の範囲はUPZ約1kmであり、その範囲が舟石川一区、船場区、外宿一区に該当し、当該行政区の村民が原子力災害対策重点区域外へ避難を実施するために、原子力災害対策重点区域外の村内公共施設及び常陸太田市内の避難所を避難先とし、以下のとおり行政区ごとに避難所を設定する。

地区	行政区	人口	一時集合場所	避難先市町村	避難所一覧	収容可能人数 (収容率)
石神地区	外宿一区	971	外宿一区自治会集会所	常陸太田市 (世矢地区)	世矢小学校, 世矢公民館	1,114 (約87%)
舟石川・船場地区	舟石川一区	4,166	舟石川コミュニティセンター	村内	石神コミュニティセンター, 石神小学校, 東海村姉妹都市交流館, 村松コミュニティセンター, 照沼小学校, 中丸コミュニティセンター, 白方コミュニティセンター, 白方小学校, 真崎コミュニティセンター, 村松小学校, 東海中学校, 東海南中学校	4,341人 (約96%)
	船場区	1,895	船場集会所	村内	東海高等学校, 中丸小学校, 東海村総合体育館	2,462人 (約77%)

※各行政区に、要配慮者、避難行動要支援者及び自力では広域避難できない村民等がバス等により避難するための一時集合場所を設定する。なお、一時集合場所に集合することで発災施設に近接する場合や、直接避難所に避難する方が容易な場合は、避難所に直接避難することを考慮する。

※村外避難に当たっては、各行政区の避難先に、職員、物質、情報等を集約する基幹避難所（下線部の避難所）を設定する。

【三菱原子燃料（加工施設）での発災時における避難先地図】



2-3 主な避難道路

原子力科学研究所 (JRR-3)、核燃料サイクル工学研究所 (東海再処理施設) 及び三菱原子燃料での発災時における村外避難に使用する主な避難道路を以下のとおりとする。

また、自然災害との複合災害時においては、以下の避難道路のうち、使用可能な道路を使用する。なお、県及び村は、大規模地震等により被災し通行不能となった道路等の情報について、迅速に提供するものとする。

地区	行政区	避難道路	避難先市町村	避難先地区
石神地区	外宿一区	(主な道路) 国道 6 号, 国道 293 号, 国道 293 号 (常陸太田東バイパス), 日立東海線, 常陸那珂港山方線, 国道 349 号	常陸太田市	世矢地区
	外宿二区			
	内宿一区	(主な道路) 国道 6 号, 国道 293 号, 国道 293 号 (常陸太田東バイパス), 日立東海線, 常陸那珂港山方線, 国道 349 号		誉田地区
	内宿二区			
	竹瓦区	(主な道路) 日立東海線, 国道 6 号, 国道 293 号, 国道 293 号 (常陸太田東バイパス), 常陸那珂港山方線, 国道 349 号		機初地区
舟石川・船場地区	舟石川一区	(主な道路) 常陸那珂港山方線, 国道 349 号, 国道 6 号, 国道 293 号, 国道 293 号 (常陸太田東バイパス), 日立東海線	太田地区	
	舟石川二区	(主な道路) 常陸那珂港山方線, 国道 349 号, 瓜連馬渡線 (バイパス (北)), 国道 6 号, 国道 293 号, 国道 293 号 (常陸太田東バイパス), 日立東海線	西小沢地区, 幸久地区, 郡戸地区, 久米地区, 金郷地区, 山田地区,	
	船場区	(主な道路) 常陸那珂港山方線, 国道 349 号, 国道 6 号, 国道 293 号, 国道 293 号 (常陸太田東バイパス), 日立東海線	佐竹地区	
中丸地区	押延区	(主な道路) 豊岡佐和停車線, 瓜連馬渡線 (バイパス (北)), 瓜連馬渡線 (旧道 (南))	那珂市	菅谷地区
	緑ヶ丘区			
	フローレス タ須和間区			
	須和間区	(主な道路) 豊岡佐和停車線, 瓜連馬渡線 (バイパス (北)), 瓜連馬渡線 (旧道 (南)), 額田南郷田彦線, 常陸那珂港山方線		額田地区, 木崎地区
南台区	(主な道路) 豊岡佐和停車線, 瓜連馬渡線 (バイパス (北)), 瓜連馬渡線 (旧道 (南)), 常陸那珂港山方線, 那珂瓜連線, 国道 349 号	瓜連地区		

	舟石川中丸区	(主な道路)		芳野地区, 戸多地区, 神崎地区
	原子力機構 長堀区	豊岡佐和停車線, 瓜連馬渡線 (バイパス (北)), 瓜連 馬渡線 (旧道 (南))		
村松地区	照沼区	(主な道路) 豊岡佐和停車線, 瓜連馬渡線 (バイパス (北)), 瓜連 馬渡線 (旧道 (南)), 国道 245 号, 東中根高場線		五台地区
	川根区			
	宿区			
	原子力機構 箕輪区			
白方地区	白方区	(主な道路) 国道 245 号, 国道 6 号, 日立東海線, 常磐自動車道	日立市	成沢地区, 助川地区, 中小路地区
	百塚区	(主な道路)		会瀬地区
	原子力機構 百塚区	国道 6 号, 国道 245 号, 日立東海線, 常磐自動車道		諏訪地区
	豊岡区	(主な道路) 国道 6 号, 国道 245 号, 日立東海線, 常磐自動車道		大久保地区
	豊白区	(主な道路)		油繩子地区
	岡区	国道 6 号, 国道 245 号, 日立東海線, 常磐自動車道		
	亀下区	(主な道路)		
	村松北区	国道 6 号, 国道 245 号, 日立東海線, 常磐自動車道		
真崎地区	真崎区	(主な道路) 国道 6 号, 国道 245 号, 日立東海線		水木地区, 大沼地区, 河原子地区
	舟石川三区	(主な道路)		金沢地区, 塙山地区
	原子力機構 荒谷台区	国道 245 号, 国道 6 号, 日立東海線		塙山地区

2-4 防護措置

(1) 事故等の発生から放射性物質放出までにおける防護措置

村は、原子力施設において放射性物質もしくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に、国、県からの要請、指示又は独自の判断により、村民に対して、緊急事態区分に応じた要請又は指示を段階的に実施する。

村民は、村からの要請又は指示を受け、施設敷地緊急事態の段階において屋内退避の準備を開始し、全面緊急事態の段階において、放射性物質の吸入抑制やガンマ線を遮へいすることにより被ばくを低減するために屋内退避を開始する。また、要配慮者については、施設敷地緊急事態の段階において屋内退避の準備を開始し、全面緊急事態の段階において屋内退避を開始するとともに、事前に避難先及び輸送手段を確保するなど避難準備を開始する。

【緊急事態区分に応じた防護措置のフロー】

		緊急事態区分		
		警戒事態 (EAL (AL))	施設敷地緊急事態 (EAL (SE))	全面緊急事態 (EAL (GE))
村民		関係機関からの情報 に注意	屋内退避の準備	屋内退避の実施
要配慮者	病院等入居者 社会福祉施設入居者			屋内退避の実施 避難準備の実施
	在宅の避難行動要支援者			屋内退避の実施
	外国人			
	一時滞在者（観光客）		重点区域外への退避	

【緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）】

緊急事態区分	判断基準となる状況
警戒事態 EAL(AL)	警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれがある段階ではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある段階。
施設敷地緊急事態 EAL (SE)	施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた段階。
全面緊急事態 EAL (GE)	全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた段階。

(2) 放射性物質放出後における防護措置

ア 避難又は一時移転

村は、原子力施設での事故発生により放射性物質が放出された場合に、国（緊急時モニタリングセンター）が実施する緊急時モニタリングによる空間放射線量率の測定結果を、OILに照らし合わせ、国、県からの指示又は村独自の判断により、村民に対して、避難又は一時移転の指示を実施する。

村民は、避難又は一時移転の指示が発せられた場合に、自家用車等による避難を開始するものとし、要配慮者、避難行動要支援者、自力では避難できない村民等は、一時集合場所へ移動したのち、県が手配したバス等により避難を実施する。

なお、避難は、空間放射線量率等が高い、又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるために緊急で実施する防護措置であり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して、空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用な被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置である。

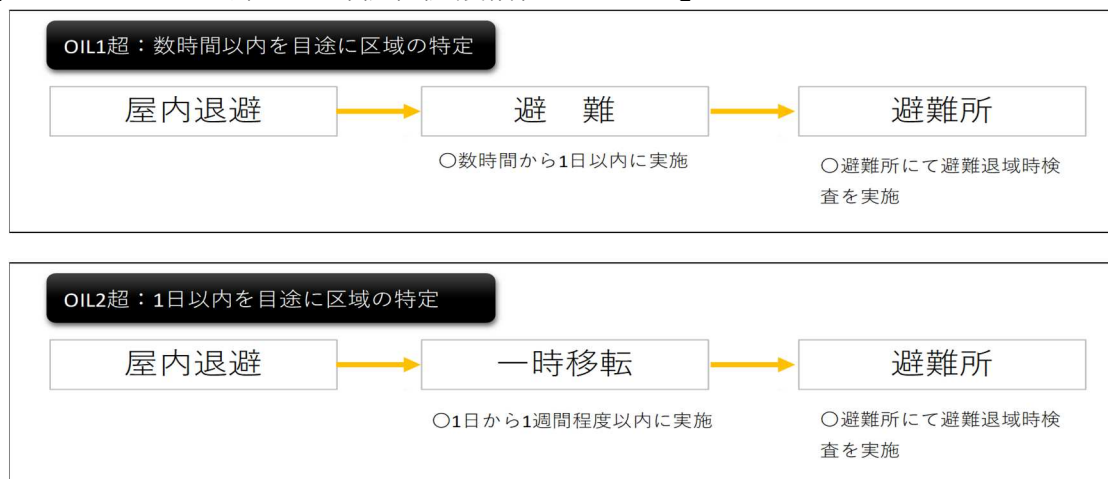
イ 飲食物の摂取制限

OIL2 の基準を超えて一時移転を実施する地域に対しては、地域生産物の摂取を制限する。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、測定の結果が OIL6 の基準を超える場合には、飲食物の出荷制限が判断する。

【運用上の介入レベル (OIL)】

基準の種類	空間放射線量率等			必要な防護措置
OIL 1	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
OIL 2	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)			1 日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。
OIL 4	β 線 : 40,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
OIL6	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類, 穀類, 肉, 卵, 魚, その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
	放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg	
	放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg	
	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg	
	ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg	

【OIL に応じた避難・一時移転防護措置のフロー】



2-5 緊急時モニタリングの実施

緊急時モニタリングは、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と OIL に基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供のために実施するものであり、放射性物質放出後、県があらかじめ設置しているモニタリングポスト、原子力事業者が整備する放射線測定設備、国（緊急時モニタリングセンター）による走行サーベイ又は可搬型モニタリングポスト等により空間放射線量率等の測定を行い、必要な防護措置を検討する。

(1) 原子力科学研究所（JRR-3）及び核燃料サイクル工学研究所（東海再処理施設）の原子力災害対策重点区域内の県モニタリングポストと防護措置を検討する地区

県モニタリングポスト	防護措置を検討する地区
石神局	石神地区（外宿一区，外宿二区，内宿一区，内宿二区，竹瓦区）及び周辺地区
豊岡局	白方地区（白方区，豊岡区，岡区，百塚区，亀下区，原子力機構百塚区，豊白区，村松北区）及び周辺地区
舟石川局	舟石川・船場地区（船場区，舟石川一区，舟石川二区）及び周辺地区
押延局	中丸地区（押延区，須和間区，舟石川中丸区，原子力機構長堀区，緑ヶ丘区，南台区，フローレスタ須和間区）及び周辺地区
村松局	真崎地区（真崎区，舟石川三区，原子力機構荒谷台区），村松地区（宿，照沼，川根区，原子力機構箕輪）及び周辺地区
原燃工局	押延区，須和間区，緑ヶ丘区，川根区及び周辺地区
三菱原燃局	船場区，舟石川一区，外宿一区及び周辺地区

※県モニタリングポストが OIL1 又は OIL2 の基準を越えない場合でも、事業所敷地内で OIL1 又は OIL2 の基準を超える通報があった場合には、走行サーベイ等による空間放射線量率の測定を行い、防護措置を検討する。

(2) 原子力科学研究所（JRR-4）の原子力災害対策重点区域内の県モニタリングポストと防護措置を検討する地区

県モニタリングポスト	防護措置を検討する地区
村松局	宿区，真崎区及び周辺地区

※県モニタリングポストが OIL1 又は OIL2 の基準を越えない場合でも、事業所敷地内で OIL1 又は OIL2 の基準を超える通報があった場合には、走行サーベイ等による空間放射線量率の測定を行い、防護措置を検討する。

(3) 原子燃料工業（加工施設）の原子力災害対策重点区域内の県モニタリングポストと防護措置を検討する地区

県モニタリングポスト	防護措置を検討する地区
原燃工局	押延区，須和間区，緑ヶ丘区，川根区及び周辺地区
押延局	

※県モニタリングポストが OIL1 又は OIL2 の基準を越えない場合でも，事業所敷地内で OIL1 又は OIL2 の基準を超える通報があった場合には，走行サーベイ等による空間放射線量率の測定を行い，防護措置を検討する。

(4) 三菱原子燃料（加工施設）の原子力災害対策重点区域内の県モニタリングポストと防護措置を検討する地区

県モニタリングポスト	防護措置を検討する地区
三菱原燃局	船場区，舟石川一区，外宿一区及び周辺地区
舟石川局	
本米崎局	

※県モニタリングポストが OIL1 又は OIL2 の基準を越えない場合でも，事業所敷地内で OIL1 又は OIL2 の基準を超える通報があった場合には，走行サーベイ等による空間放射線量率の測定を行い，防護措置を検討する。

(5) 原子力災害対策特別措置法に基づき事業所が設置するモニタリングポスト

原子力科学研究所	5 か所	三菱原子燃料株式会社	1 か所
核燃料サイクル工学研究所	10 か所	ニュークリア・デベロップメント株式会社	1 か所
東海発電所・東海第二発電所	4 か所 (うち事象所外 2ヶ所)	国立大学法人東京大学大学院 工学系研究科 原子力専攻	2 か所
原子燃料工業株式会社 東海事業所	2 か所	公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター	2 か所

※各原子力事業所における「原子力事業者防災業務計画」抜粋

【モニタリングポストの設置場所】



第3章 住民広報

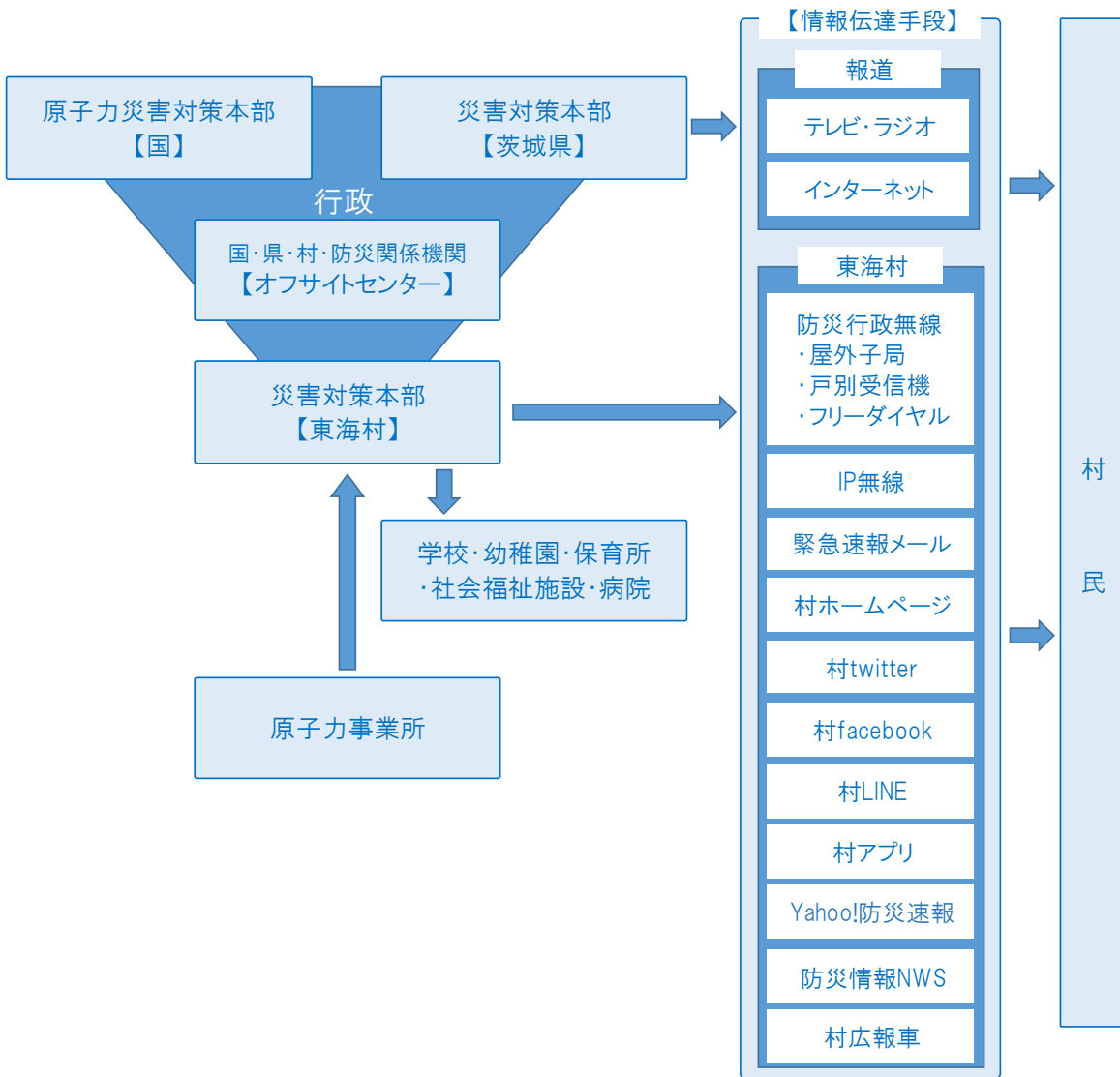
3-1 原子力災害発生時における広報手段

村は、事故発生時の村民の混乱を防止し、適切な行動を導くため、村民への情報提供、屋内退避、避難又は一時移転の指示の伝達、報道機関への情報提供に関し、国、県、関係周辺市町村、防災関係機関及び事故発生事業者と密接に連携して広報する。

情報伝達手段は、テレビ、ラジオ、村防災行政無線（屋外子局及び戸別受信機）、IP無線機、緊急速報メール、村ホームページ、Twitter、Facebook、LINE、村アプリ、Yahoo!防災速報、村防災情報ネットワークシステム、村の広報車を広報対象及び内容に応じて効果的・効率的に活用し、広報文例に従い繰り返し広報する。

なお、事故等の発生時における住民広報は、各段階や場所に応じた、分かりやすく正確で迅速な広報を行うとともに、情報に空白期間が生じないように、特段の状況変化がなくても、定期的な情報提供に心掛ける。

【緊急時広報の体制】



第4章 村民の屋内退避、避難及び一時移転

4-1 村民の屋内退避等

(1) 屋内退避、避難及び一時移転の方法

事故発災事業所の状況が施設敷地緊急事態に至り、屋内退避準備の要請が発せられた段階で屋内退避準備を実施し、事態が進展して全面緊急事態に至り、屋内退避の指示が発せられた段階で、屋内退避を実施する。

その後、OIL1又はOIL2の基準を越え、避難又は一時移転の指示が発せられた場合は、自家用車等による避難を開始する。なお、渋滞の抑制や避難先での駐車場の確保の観点から、可能な限り複数人の乗り合いにより避難をする。また、自家用車を持たないあるいは自家用車を使用しない村民は、行政区単位に設けた一時集合場所へ移動したのち、県が手配したバス等により避難を実施する。



4-2 要配慮者の屋内退避等

(1) 屋内退避、避難及び一時移転の方法

事故発災事業所の状況が施設敷地緊急事態に至り、屋内退避準備の要請が発せられた段階で屋内退避準備を実施し、事態が進展して全面緊急事態に至り、屋内退避及び避難準備の指示が発せられた段階で、屋内退避を実施するとともに、避難又は一時移転に備えて避難準備を実施する。

その後、OIL1又はOIL2の基準を越え、避難又は一時移転の指示が発せられた場合は、在宅の避難行動要支援者については、村及び関係機関の支援により一時集合場所に集合した上で、県が手配したバス等で避難所へ避難し、必要に応じて適した避難環境を用いた施設に避難する。また、施設入居者（病院等入院患者、社会福祉施設等入居者等）は、施設管理者が県及び村と連携し、病院、社会福祉施設等と受入れの調整を行い、準備が整い次第施設入居者を避難させる。



4-3 児童等の保護者への引き渡し

幼稚園，保育園，学校等（以下「学校等」という。）の管理者は，あらかじめ定めた避難マニュアル等により，警戒事態の段階で園児，児童，生徒等（以下「児童等」という。）の保護者への引き渡しを行う。

学校等からの帰宅が困難な場合，又は，保護者への引渡しができない児童等は，学校等で屋内退避するものとし，避難又は一時移転の必要が生じた場合は，手配されたバス等により避難を実施する。

4-4 一時滞在者（観光客等）の避難

（1）帰宅勧告

県及び村は，観光客等一時滞在者に対して，施設敷地緊急事態の段階で帰宅することを勧告し，報道機関や観光関連団体等を通じて，適切に情報提供を行う。

（2）帰宅できない場合の対応

屋内退避が指示された段階で帰宅等ができない場合は，村内の避難所等で屋内退避を実施する。

また，避難が指示された段階で帰宅等できない場合は，最寄りの一時集合場所から村民とともにバス等により避難を実施する。

第5章 安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査の実施

5-1 安定ヨウ素剤の配布・服用

(1) 配布及び服用の指示

村は、緊急時モニタリング結果等に応じた避難又は一時移転の防護措置を実施する場合は、国の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の配布及び服用の指示を行う。

(2) 緊急時における配布

村は、国の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の配布及び服用の指示を行った場合は、一時集合場所にて安定ヨウ素剤の緊急配布を行う。

5-2 避難退域時検査の実施

避難又は一時移転等の指示が出た場合には、一時移転等をした住民等に放射性物質が付着しているかどうかを確認するため、県が、国、指定公共機関及び原子力事業者等と協力して、避難所等にて避難退域時検査を実施する。

第6章 避難所の開設と運営

6-1 避難所の開設と運営

(1) 開設と運営

村内へ避難又は一時移転においては、村が避難者、ボランティア等の協力を得て避難所の開設、避難者の受入業務を行い、その後の避難所運営においては、食事の提供、医療体制、情報の提供、教育環境、安全の確保等に留意するとともに、相談窓口を設置するなど適切な対応に努めるものとする。

村外への避難又は一時移転においては、避難等の開始当初は、村は、村民等の送り出しに全力をあげなければならないため、避難先自治体が避難所の開設、避難者の受入業務を行い、村は、できるだけ早期に職員を避難所に派遣し、避難先自治体から避難所の運営の移管を完了させるものとする。なお、避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず、施設管理者が引き続き行うものとする。

避難者が避難所の受入れ可能人数を超えるなど、避難所の運営に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合は、県、村及び避難先自治体は、協議・調整の上、他の避難所を確保するものとする。

(2) 避難物資の確保

県及び村は、避難に際して必要となる食糧や毛布等について、県及び村が備蓄する物資を活用するほか、必要に応じ国や関係事業者、避難先自治体等に要請し、迅速に確保するものとする。また、関係機関や他地域等からの食糧や資機材等の支援が迅速かつ円滑に受けられるよう、国と連携しながら早期に体制を整えるものとする。

(3) 避難者名簿の作成

村は、避難所ごとに避難者名簿を家族単位で作成するものとする。

(4) 避難が長期化した場合の対応

避難が長期化する場合に備え、県は、国及び村と連携し、避難者がホテルや旅館等へ移動できるようあらかじめ体制を整備するものとする。

県、国及び村は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、賃貸住宅等の活用及びあっせんにより、避難所の早期解消に努めるものとする。

(5) ボランティアの受け入れ

村は、国、県、関係団体等と協力し、ボランティアに対するニーズを把握し、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。

(6) 避難所の生活環境の確保

村は、国及び県の協力のもと、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設の設置状況、洗濯の頻度、医師等の巡回状況、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

第7章 感染症流行下における防護措置の実施

7-1 原子力災害時における感染症対策

感染症流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の防護措置を行う。

なお、避難所における感染症防止対策については、基本的に、自然災害の場合と原子力災害の場合とで異なるところはなく、必要な対策を行う。

(1) 屋内退避時における対策

自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わない。

また、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合にも、密集を避け、極力分散して退避するとともに、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めることとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難する。

(2) 一時集合場所における対策

一時集合場所を開設する場合には、十分な間隔を確保できる広い場所や風通しの良い場所へ受付を設置するなど、密閉・密集・密接を避けることとし、受付では、マスク着用の確認、手指消毒及び健康状態の確認を行う。

また、受付で実施する健康状態の確認結果を踏まえ、濃厚接触者、発熱・咳等のある者と、それ以外の者は可能な限り分離することとし、別な部屋で隔離できない場合は、同部屋でも十分な間隔を確保することや、間仕切り等を設置するなど、感染防止に努める。

(3) 避難車両における対策

避難又は一時移転を実施する場合には、濃厚接触者、発熱・咳等のある者と、それ以外の者がそれぞれ混在して避難車両に乗車することがないように、可能な限り車両を分離させることとし、乗車時には、マスク着用確認及び手指消毒を実施する。

また、濃厚接触者、発熱・咳等のある者を輸送する場合には、可能な限り、乗車人数を抑え、ビニールシート等で区切り個々人を隔離するなど、感染予防に努めるとともに、家族や同一施設の入所者等を、隣接した席に着座させるなど、普段から行動を同一にする者がまとまって着座できるよう、可能な限り配慮する。

なお、避難時の車内では、十分な間隔の確保、マスク着用、無用な会話や密を避けられない場所での飲食を控えるなどを徹底するとともに、放射性物質による被ばくを避ける観点から、UPZ内を越えるまで窓の開放等による換気は行わない。

(4) 避難所における感染症対策

避難所を開設した場合には、十分な間隔を確保できる広い場所に受付を設置するなど、密閉・密集・密接を避けることとし、受付では、マスク着用の確認、手指消毒及び健康状態の確認を行う。

また、受付で実施する健康状態の確認結果を踏まえ、濃厚接触者、発熱・咳等のある者と、それ以外の者はそれぞれ滞在スペースや動線を分け、濃厚接触者、発熱・咳等のある者は可能な限り個室にする。やむを得ず、濃厚接触者同士、あるいは発熱・咳等のある者同士を同室とする場合は、十分な間隔を確保する、間仕切り等を設置するなどの工夫をし、飛沫感染の防止に努めるとともに、家族や同一施設の入所者等、普段から行動を同一にする者がまとまって配置されるよう配慮する。

なお、避難所に避難後、避難先において追加的な屋内退避の指示がなされていない場合には、定期的に換気を実施する。